

平成29年度第1回
小金井市介護保険運営協議会
(地域密着型サービスに関する専門委員会)
会議録

と き 平成29年7月20日(木)

ところ 小金井市商工会館2階大会議室

平成29年度第1回小金井市介護保険運営協議会
(地域密着型サービスに関する専門委員会)

日 時 平成29年7月20日(木)

場 所 小金井市商工会館2階大会議室

出席者 <委員>

平野 武	大西 義雄	伊藤 祐彦
玉川 弘美	山極 愛郎	亘理 千鶴子
酒井 利高		

<保険者>

介護福祉課長	高橋 正恵
介護保険係長	宮奈勝 昭
介護保険係主任	蓮根 健史

欠席者 <委員>

内藤 富美子	新井 信基	宮地 尚子
--------	-------	-------

傍聴者 0名

議 題

- (1) 総合事業に係る事業所の指定について(報告)
- (2) 市外地域密着型サービス事業所の指定について(報告)
- (3) 市内地域密着型サービス事業所の指定について(報告、審議)

開 会 午後 3 時30分

(介護保険係長) それでは開会に先立ちまして事務局より 2 点、事務連絡を申し上げます。1 点目でございます。本日の欠席委員の関係でございます。内藤委員、新井委員より欠席のご連絡をいただいております。

それから 2 点目でございます。会議録の作成の関係でございます。事務局による I C レコーダーの録音方式となっておりますので、ご面倒をおかけしますが、発言の際に、ご自身のお名前を先におっしゃってからご発言いただきますようご協力をお願いいたします。

以上でございます。

それでは酒井委員長、よろしくをお願いいたします。

(酒井委員長) よろしくをお願いいたします。

2 時から介護保険事業計画関係の策定委員会が開かれまして、5 名の委員の方が引き続きということでございます。また本日初めての会議の方もよろしくをお願いをしたいと思います。

今の事業計画の関係については、今日は全体の計画の体系をどうするかという議論をさせていただきました。それで、第 6 期の事業計画、そんなに大きく変化するわけではないんですけども、今、国のほうでも介護予防とともに重度化防止ということが言われていまして、それを施策の中にどう入れ込むかとか、そういう話も含めてやったところでございます。また秋に、全体会の中で中間的に報告がされると思いますので、そのときにはぜひよろしくご議論をお願いしたいと思っております。

それでは、29 年度の第 1 回地域密着型サービスに関する専門委員会を開催をいたします。

まず、事務局のほうから資料の説明をお願いいたします。

(介護保険係長) 介護保険係長でございます。

本日の資料につきまして、次第に記載しましたとおり、事前に郵送させていただきました資料 1 から資料 3 までの 3 点でございます。また、そのほか、前回の会議録を本日配付させていただいております。こちらにつきましては、後ほど改めてご確認いただきまして、修正等があるようでしたら、今月中に事務局のほうへご連絡いただきますようお願いいたします。なお、修正等が特段なければご連絡の必要はございません。修正等あった場合には、委員長

にご確認いただきまして、公開等所定の手続をさせていただきたいと思います。

お手元に不足がございましたら事務局までお申しつけください。

資料の確認は以上でございます。

(酒井委員長) 会議録はきょう持ち帰って自分の発言関係のところを見ていただいて、4カ月前ですからね、どういう発言をされたか、うろ覚えのところもあるかもしれませんが確認をしていただいて、事務局のほうにそれぞれ報告をお願いしたいと思っております。それでよろしいですね。

それでは、次第に沿って進めたいと思います。

まず第1の議題としては、総合事業に係る事業所指定についてということで、事務局から説明をお願いいたします。

(介護保険係長) 介護保険係長でございます。

それでは、総合事業に係る指定事業所の指定についてご報告いたします。資料1-1、資料1-2をご覧ください。資料1-1は総合事業の訪問型サービス、資料1-2は通所型サービスを実施する事業所の一覧になります。小金井市におきましては、昨年10月に総合事業を開始し、まもなく10カ月を迎えるところでございます。小金井市の総合事業につきましては、平成28年10月以降に認定更新を迎えた方、あるいは新規で認定申請を行った方で要支援1または要支援2の認定を受けた方、もしくは基本チェックリストでサービスが必要と認められた方が利用できます。

各資料の1番右側の表頭部分にございます現行相当とは、従来の介護予防の訪問介護や通所介護の基準でのサービスで、平成27年3月31日以前に東京都の訪問介護や通所介護の指定を受けている事業所は、平成30年3月31日まで総合事業の現行相当サービスの指定をみなしとして受けることとなります。現行相当欄の隣にある市基準とは、従来の訪問介護、通所介護の基準よりも緩和した基準のサービスで、市基準サービスを実施する場合は市が指定をします。

平成29年7月1日現在の最新の指定状況は資料のとおり、訪問型サービスの現行相当サービスの指定は22件で、市基準型サービスの指定は17件でございます。一方、通所型サービスの現行相当サービスの指定は27件、市基準型サービスの指定は12件となっております。

通所型サービスの市基準につきまして、指定件数が伸びていないという現状もあることから、今後指定を受けていない事業所へのアンケート調査を実施し、原因を調べるとともに、事業所とも意見交換を重ねながら指定を受けていただくため理解を促してまいりたいと考えております。

説明につきましては以上でございます。

(酒井委員長) ありがとうございます。

それでは、この訪問型と通所型の総合事業に係る事業所指定についての、これは一度指定しているから現況ということでもいいんですね。報告として受けとめていいわけですね。この報告の中身につきまして、ご質問等があればと思いますけれども、よろしくお願ひいたします。

今ので、通所型で一部指定を受けておられない事業所があると、その辺の具体的な数字的には何事業所ぐらい、従来と比べて。みなし指定じゃないものですね。

(介護保険係長) 市基準に丸がついていないところになります。

(酒井委員長) なるほどね。でも、30年3月までは、27年以前から事業をやっているところはそのままみなし指定だから、30年4月からは、あと半年後、8カ月ぐらいですけれども、そのまま事業をやられるところはやられるということですよ。

特にこの資料1-1、資料1-2についてはどうでしょうか。

はい、どうぞ、山極委員。

(山極委員) 今、その市基準の指定を受けるところが伸び悩んでいるということなんですけれども、今後、市で受けるようにアンケートしたり、説明、促していったりということだったんですけれども。

新規の事業者さんがふえていく中で、どれくらい市基準を充足していく予定なのかというのはどんな感じなんでしょうか、そこら辺の計画というところは。

(酒井委員長) それでは事務局さんのほうから。

(事務局) 現状、今の具体的な数値というところまでは出していないんですけれども、市内にケアマネージャーさん、現行相当に対象者がいるにもかかわらず、事業所の指定数が少ないということから、なかなか受けてくださる事業者さんがいないということでご相談は受けられております。現状、今あ

る市内の事業者さんで、この市基準で丸がついていないところは、基本的に今後、市基準をできるだけ取っていただきたいというふうには考えてございます。

(酒井委員長) その市基準を取っていただくというときに、つまり今のままでアクションを起こさなければ、伸び悩んじゃうよということですね。アクションを保険者側として起こせば、何とかなるぞという見込みだということですか。

(事務局) そうですね、その辺はちょっと今後アンケートをとってどうして、単価の面なのか基準面で指定を取るのをためらっているのか、その辺をアンケートを取って原因を調べていきたいと思っております。

(酒井委員長) そういうことです、山極委員さん、いいですか。

(山極委員) 市基準が圧倒的に少ないということであれば、それはそういうふうに働きかけるということはあるのかなと思うんですけど。利用者さんサイドにとっては、選択できるということがあっていいのかなと。現行型で、うちなんかは1日お預かりしているんですけども、予防の型でもやっぱり1日お世話してもらいたいというニーズというのは家族側には特にあるように思うんですね。そういう意味では、市基準も現行型もバランスよくあるということが必要じゃないか、あるいは選択できるということですね。そのバランスよくと言ったときに、市基準がどれぐらいあるべきなのか、現行がどれぐらいあるべきなのか、そこら辺の見通しというか目標となる数字というか、そこら辺がどうなのかということでもちょっとお尋ねしたわけです。

(酒井委員長) 今後のニーズとの絡みですよ、その辺は。事務局さん。

(介護保険係長) 今後、7期の事業計画をつくるにあたりまして、いろいろなサービス量などを算出していく形になりますので、その辺のツールを使いながら現状分析から将来のあり方とかを踏まえて検討していきたいと思っております。

(酒井委員長) ちょっとその辺はまた、今後のことについては計画づくりの中でも、ぜひ意識して議論をしたりしながらやっていきたいと思えます。

あとほかにはいかがでしょうか。

(山極委員) もう1点いいですか。

(酒井委員長) はい、どうぞ。

(山極委員) 今回も地域密着型の指定について、この会議で決めることになっておりますけれども、新規の事業所が参入されるということで、いろんな事業体が参入されることで、先ほども申し上げたとおり利用者さんにとっては選択肢が広がるという意味では結構な話だと思うんですけども。

片や、地域の社会資源として、特にマンパワーの面、人材の部分ですね。これは事業者側にいる私の切実な今の状況もあるんですが、人の確保というのが非常に難しい状況、どの事業所もそれはあると思いますね。ですから、たくさん事業所が設立されれば、当然たくさんの人手が必要なわけで、それが必要十分満たされるような地域の社会資源の状況であれば、それはもちろんふえて還元されていくと思うんですけども。

なかなか人の確保というのが非常に厳しい状況の中で、やっぱり計画的にどの程度事業数というのがあるべきなのかという議論というのは、そこら辺どうなのかという。延々とふえ続けることになるのか、それまた片方で競争社会の中で淘汰されればそれでいいという話になってしまうのか。それは非常にどこの地域でも、こういう問題というのは切実な問題として事業所側にはあると思うんですけども。やっぱり計画的策定の中で、どういうふうに見ていくのかということは、優良な事業所はちゃんと残して行って、しっかり根づいていてもらいたいということで、保険者としてもそのような意向があると思いますけど。その計画性というのをどのように見ているのかというのをお聞きしたいと思います。

(酒井委員長) 適正な競争というか、マンパワーの確保、あと需給バランス、その辺の見通し、事務局から。

(介護福祉課長) 介護福祉課長です。

今、山極委員からお話がありました人材確保の件でございますけれども、確かに事業者の皆様とお話をする中では切実な問題であると伺っております。先日ハローワークの方とお話をしたときに、とにかく保育とか介護、建設業界というのは群を抜いて求人倍率が高いというふうに伺っております。新卒が全然介護業界のほうに来ないという状況もありまして、この数年の間には、本当に介護の職場に人材が不足するのではないかと国でも危惧している、厚労省レベルで取り組むということをいっておりますけれども。

これに関しては小金井市のほうでも切実な問題であろうと。特に資格者の

皆さんは、重度の方向けのサービスに当たれるように、生活支援サービスや軽度なサービスに関しては認定ヘルパーを投入できるように今年度から養成講座を始めます。それから、デイサービスに関しても軽度の方向けのものについては、サブスタッフという人材を活用できるように、専門職がより重度の方に手がかけられるようにする方向で動いています。

それから事業所の数というお話ですけれども、地域密着型の事業所というのは市町村で指定をしていくということにされた一方で、介護の事業所というのは相変わらず東京都が指定しているという状況がございますので、地域における需要と供給のバランスが取りづらい状況というのがあります。第7期の法律改正の中では、保険者機能の強化ということで、市町村のほうに、東京都が指定をする際に意見を聞くというような仕組みが設けられることとなりました。今後は市内の需要と供給のバランスを見つつ、市町村に意見を求められた際には、これ以上は困るというようなことも言っていけるような状況になりますので、今後、その制度の運用を適切にしていきたいと思います。

以上です。

(酒井委員長) はい、いいですかね。

処遇改善加算とかいう形で国のほうでも、介護とか保育の現場の職員がそういう形で国の保障、賃金の上乗せみたいなもので保障しながら、人材確保を進めるということ。最近の流れを見ると、保育にはさらに加算をつけようという動きが起きていると思うんで、介護の世界にはないんですよね。東京都の小池知事の意向も、保育はさらにつけたいという感じだけでも介護には据え置きみたいな雰囲気はありますよね。

ちょっと、今の問題はぜひ第7期の介護保険事業計画の中における人材育成の問題と経営の安定の問題が絡んできますので。それでニーズのある市民がサービスを気持ちよく使えと。そのバランスが大事な問題ですので、ぜひそこでも問題意識を持って議論をしていきたいと思っております。

あとほかには。

(平野委員) 関連してよろしいですか。

(酒井委員長) どうぞ。

(平野委員) 平野です。今、課長さんの説明の中で、やっぱり小金井市の人

材育成、自分も現役のヘルパーとして思うんですけども、ぜひお願いしたいのは、各事業所での採用のときに、年齢制限がまだあるんじゃないだろうかと思うんです。自分もサラリーマンをリタイアしたときに受けたところが、やっぱり皆さん65歳までという制限があったんです。でも今の65歳って、皆さん若いですから、ぜひ年齢を、例えば70歳にさせていただけるとか、70歳以上でも健康な人は面談によってオーケーになるとか、そういうことを一つお願いしたい。

2つ目は、私が資格を取ったときは、補助金が市から出て養成講座を受けたんです。何人か周りにそういう人が働いていますけれども、そういった養成講座で補助金、今資格を取っても3万かなんかですよ。たしか我々の時代のヘルパー2級。そうでなくて、もっと積極的に5年前ぐらいに戻って、養成講座、当時は3カ月で資格を取ったら3万円だということで、資格を取ったんですけども。当時の方は結構今働いているんです。その後、もうなくなっちゃいましたので、ほかの養成講座を受けたら修了と同時に市から補助金を出すシステムになっちゃったんです。これではちょっと。やっぱり小金井市独自でも、もっと積極的に人材育成をと。団塊の世代の方がそろそろやってもいい時代だと思うんですよ。

そういった意味で、やっぱり自分が働いてみて思うのは、年齢をずっと引き上げてもらう、補助金を出して取らせる、それと男性のヘルパーを養成するというようなことに、もっと小金井市も力を入れていただきたいというのは、現場としての意見です。

以上です。

(酒井委員長) 何かご意見ありますか、感想でもいいですけど。

(介護福祉課長) 年齢の件、資格補助の件、男性の方への件、サブスタッフ養成講座で年齢の経た方でも男性の方でも来ていただいておりますので、検討します。

(平野委員) お願いします。

(酒井委員長) これはやっぱり事業者のほうから年齢とかの問題というのは、責任とか安全性の問題とか、そういうのは制約要素になっているんですかね。

(山極委員) 山極です。うちの事業所でいうと、例えば清掃関係の雇用でしたら、うちだったら80歳ぐらいの方も勤めていらっしゃいます。それからド

ライバーさんですね、宅配の関係の運転員ですとか、デイサービスの送迎の運転員ですけれども、シルバー世代になります。若い方で60代で、もうちょっと上にいくと75か、さすがに80の声が聞こえるぐらいになると、やっぱりご本人も目の問題とか体の反応の問題とか、ですから人を乗せて車を運転するということの厳しさというのをご本人も自覚されますし、ご自分で判断してリタイアされるというふうな形になっておりますけれども。

基本的に年齢に制限を設けて、年齢だけを基準に雇用しないとか、そういうことは当施設ではやっておりません。個体差が非常に大きいので、ですから75歳過ぎてもまだ元気で、全然働ける方は非常にたくさんいますので、そういった方には活躍できる場というものは、私どもの施設ではありますのでご案内していますし、実際に採用もしています。

(酒井委員長) よろしいですかね。

だから、この人材養成というのは本当に大きな課題ですので、平野委員さんがおっしゃったことも含めて、これもやっぱり計画をつくる中で、一つの課題としていきたいと思います。

実は、私の知り合いでも60代後半で2人ぐらい所沢と昭島でデイサービスの送迎の仕事を、要するにリタイアした後、65歳過ぎてからやっている人がいますけれどもね。やっぱり健康がベースにあるから、健康な人はやっぱり今まで、働きに自宅からかなり遠いところに来ていたのが、今度は自宅の近くで働くという形でやっています。給料は高くないけれども、いきいきと、やっぱり人の役に立つというのは実感としてあるので、そこはありますね。

(平野委員) よろしいですか。自分が働いてみて、やっぱり定年がないんですよね。ですから、自己申告で、自分が仕事ができないという段階になったら、引き継ぎもありますから前もって言ってくださいというのが、すごくありがたいんです。それともう一つは、やっぱりヘルパーのイメージがまだ悪いんですね。友達にも声をかけて何をやってるのといったら、私は訪問ヘルパーなんですけれども、自宅に伺って、やっぱり男対男の接触というのは、利用者さんにとってみれば、お風呂なんかはやっぱり女性は嫌だと男の方がいい、家族もそうなんです。そういったことで訪問をやっているんですけども。

やっぱり我々の年代が80代、90代のおじいちゃんの面倒を見てあげるとい

うのも、向こうも安心されるし、会話していても話が合うんですね。そういった意味で、もっと多くなってもいいと思うし、賃金もそんなに悪くないんです。自分ではもらい過ぎかなと思っているぐらいもらっていますから。そういった意味では、もっと小金井市で男性が働く職場というのをアピールして、いいイメージを植えつけたいなと思っているんですけども。

以上です。

(山極委員) 介護、デイサービスでフルで働くというのはやっぱり体の問題で、腰だとかに負担がかかりますので、デイサービスなどではフルタイムでの雇用というのは、やっぱり高年者の場合はちょっと難しいというのが実情としてはありますね。

ですけど、今平野さんがおっしゃったように、短時間で訪問介護などで在宅の風呂で入れるようなレベルの方をお手伝いしたり、シャワー浴をしたり、そういう方の場合は、高年の方が要介護の方を支えるというのはいりないかなと思います。登録の時間を自分の体に合わせて事業所に登録すればいいわけですからね。

(平野委員) 山極さんのおっしゃるとおりなんですね。訪問の場合は1時間単位で、プラスアルファがありますけれども自分のペースに合わせて仕事ができるんです。面談して、お互いに気に食わなかったら、それはいいですよということでやりますので。やっぱり自分としては長続きしますし、大体面倒を見ていて限度は大体3年から4年ぐらいで、やっぱり体調を崩して病院に入ったりとなりますので、その間、もっと訪問ヘルパーについて、イメージはよくしたい。

それから山極さんが言っていたホームでは、やっぱり1日といったら大変だと思います。いくら非常勤でやっても、週4日以上とかいろいろ制限があって、やってもらわなくちゃ困ると企業側から来るんですけども、じゃあ、自分としてはもう非常勤で、訪問で、1時間単位で、自分の好きな日を選んでということで、自由に選択ができるというメリットをもっとアピールしたらいかがですかと事業所には言っているんですけども。

でも、今増えまして、男が3人になりました。だから、徐々にそういうふうに男の人数を増やしていくということを心がけたいなと自分では思っているんですけども。

(酒井委員長) ありがとうございます。では、今のも含めて、今のはこのメインの話とは違いますけれども、これは事業計画づくりの中では非常に大事な課題でございますので、ぜひそちらのほうに引き継いでいきたいと思えますし、実は8月30日にもこの委員会がありますので、そういった部分、ぜひその話は伝えていきたいなと思っております。

それでは、まず最初の議題でございますが、総合事業に係る事業所の指定についてのこれは報告ですから、報告のことに了承するという事によろしいですね。

ありがとうございます。

続きまして、次は、市外密着型サービス事業所の指定についてというところに移っていききたいと思います。

では、事務局、資料2をお願いいたします。

(介護保険係長) 介護保険係長でございます。小金井市外の地域密着型サービス事業所について指定を行いましたので、ご報告申し上げます。資料2をご覧ください。

掲載している事業所につきましては、全て地域密着型通所介護事業所でございます。これまでの運営協議会においても何度かご説明させていただいているところではございますが、昨年の4月から定員18人以下の通所介護につきましては、地域密着型通所介護として、従来の居宅サービスから地域密着型サービスへ変更することとなり、指定権限が東京都から市に移管されました。

小金井市民が他市の事業所を利用する場合にも、小金井市の指定が必要になります。平成28年4月以降に小金井市民が他市の地域密着型通所介護事業所の利用を開始する場合は、みなし指定が適用されず、新たに小金井市の指定を受ける必要があります。

資料2の1ページから2ページの「デイサービスふく福 国分寺」につきましては、前回指定してから6年経過した事業所のため指定更新を行ったものでございます。また、3ページから5ページの「デイサービスらびっと」、それから7ページから8ページの「茶話本舗国立さくら亭」、9ページから10ページの「デイサービス本舗彩東久留米」につきましては、平成28年4月以降に新たに小金井市民を受け入れることとなったため、指定を行ったもので

ございます。

今回の指定に際しまして、書面での審査を行いました。人員基準等の問題は散見されませんでした。また、事業所所在地の自治体に各事業所の運営状況につきまして問い合わせを行いました。特に問題がないことを確認しております。

説明につきましては、以上でございます。

(酒井委員長) ありがとうございます。

今の4件については、小金井市民が市外の事業所を利用しているということから、小金井市が指定をするということになるわけですが、それぞれの事業所所在地があります地元の自治体において、主体的に調査をして指定されているという前提の上で、ここには資料が上がってきているというふうに考えております。

これらの資料を見ていただいて、何かご質問等があればと思いますけれども、いかがでしょうか。どうぞ、山極委員。

(山極委員) 先ほどの通所の指定状況の一覧表との兼ね合いでなんですが、ふく福は当然その更新ですのでありますが、国分寺のらびっとさんが新規でこの一覧表にあるんですが、国立のさくら亭さんと東久留米のデイサービス本舗彩さん、こちらはこの一覧表の中にはないんですが、それは何か意味があるのでしょうか。

(事務局) 地域密着の指定の申請につきましては、対象の方が要介護の方なので、地域密着型通所介護ということでございます。一方こちらは総合事業の要支援の方が対象になっておりますので、そこには載っていないということでございます。

(酒井委員長) ああ、なるほど。要介護の人たちですね。

(山極委員) ありがとうございます。

(酒井委員長) よろしいですか。デイサービスは、要支援ではなくて、要介護の方が利用されていると、そういうところということです。

よろしいですか。この市外については。

それでは、資料2の案件につきましては、了解をしたということにしたいと思います。ありがとうございます。

では次は、議題3に移ります。市内の新規の件ですが、じゃ、事務

局のほうからよろしくお願いします。

(介護保険係長) 介護保険係長でございます。

それでは、市内地域密着型サービスの新規指定につきましてご説明いたします。資料3をご覧ください。

事業所名は、「デイサービスFAMILY小金井別邸」です。こちらの事業所につきましては、地域密着型通所介護事業所の新規開設となりまして、開設予定は来月8月1日となっております。

運営法人は、株式会社Marvelixです。当該法人は、小金井市内で既に「デイサービスFAMILY小金井」という事業所を中町で運営しておりまして、今回開設するのは、現在開設している事業所の近くに別邸として開設するものでございます。

今回開設する事業所は、もともと「デイサービスFAMILY小金井」に通っていた利用者が、自宅が空き家になるということで、福祉のために利用してほしいということとなりまして、空き家を活用する形での開設となります。

所在地は、小金井市中町1丁目9番12号です。周辺環境は、民家に囲まれた閑静な住宅街にあり、和風の2階建ての建物になりまして、定員は10名でございます。

9ページ目に、事業所の図面を添付してございます。運営基準上、デイサービスの備えるべき設備としまして、機能訓練室、食堂、事務室、静養室、相談室がございます。図面に記載しましたとおり、1階が食堂及び機能訓練室、2階には事務室、静養室、相談室がございます。今月に現地確認を行いまして、図面と現地に相違がないことを確認いたしました。

そのほか、危険箇所がないか等の確認を行いまして、特段の問題はございませんでした。大きな和室と和風のお庭もあり、雰囲気は家庭的で落ち着いた環境という印象でございました。また、管理者に確認したところ、消防署の検査も入っておりまして、消防法上の問題もございませんでした。また、書類審査におきましても、人員基準等の問題はございませんでした。

説明につきましては、以上でございます。

(酒井委員長) ありがとうございます。

じゃ、この案件につきまして、ご質問等があればと思いますけれども。はい、どうぞ。

(玉川委員) 委員の玉川です。こちらは、特にお泊まりとかのサービスはないのでしょうか。

(事務局) 事務局よりご説明申し上げます。

現在はお泊まりはやっていないんですけれども、こちらは今後、指定をとるかもしれないということで、管理者の方がおっしゃっていました。

ちなみに今は、デイサービスFAMILYのほうではやっているようです。

以上でございます。

(酒井委員長) デイサービスFAMILYということは、近いんですか。

(事務局) 近いです。

(酒井委員長) このデイサービスFAMILYというのは、定員は何人ぐらいなんですか。

(事務局) 10名です。

(酒井委員長) これは小規模なんでしょう。

(事務局) 小規模です。

(酒井委員長) それでここの中でもいずれはお泊まりの事業も含めてやるかもしれないと、検討をされているという。お泊まりというのは、介護保険上は自由というか、保険外サービスとしてやるということですね。ちょっと聞いておきたいんですけれども、保険外サービスでお泊まりをやる場合は、1泊どのぐらいの費用をほかの事業者さんは取っていましたか。大体どうなんですか、世間相場は。

(山極委員) むちゃくちゃ安いですよ。700円、800円とか、そんな感じじゃないですか。

(事務局) デイサービスFAMILYさんで言うと、1,000円くらいかと。

(山極委員) だからそこはなんていうか、保険外なので自由裁量でできますが、ただそこは要するに行政が関与しないところなので。

(酒井委員長) だけど、職員は困りますよね。それは人件費にもならないじゃないですか。でも、そういうところが今はあると。介護保険のショートステイだって自己負担1,000円とかありますよ、通所でね。それに食費とかを入れていけば。

(玉川委員) 3,000円ぐらいになります、ショートステイは。

(酒井委員長) それと同じぐらいか、もっと安い。それでデイサービスはい

いのか。

(山極委員) 中が見えないですね。

(玉川委員) 見えないですよ。

(酒井委員長) それは例えば、お客さんをしっかりつなぎとめておくための一つの方策でもあるということなんですよ。

(玉川委員) ショートステイがうまくとれない方とかが、いろんところでわりと長くいらっしやったりというのを聞いたことがあるんですけど、果たしていいのかどうか。

(酒井委員長) そうか、本当はショートじゃなくて、ロングステイになっちゃう場合もあるわけですよ。

(玉川委員) やむを得ない事情でみたいなことはありますね。

(山極委員) 家族は危機感強めてね。

(介護保険係長) デイサービスFAMILYの宿泊料金がわかりました。1,150円でございます。

(山極委員) そういうふうに安いんですよ。それしか取ってないですもんね。

(酒井委員長) 安かろう悪かろうじゃないということですよ。

(山極委員) 結構、生活困窮の問題とか、以前でしたら東京都下でも特定の地域の問題であったんですけども、今生活困窮が問題になっているのはどこの市町村でもある話ですし、ですから、やはり安価で介護負担を受ける場所としてニーズは非常にあるんじゃないですかね。

(酒井委員長) あるでしょうね。

(山極委員) ええ。持たざる人と持てざる人といいますよね。

(酒井委員長) たしかこれは、基本的には事業者側のサービスと言ってはちょっと変だけれども、利用者さんのご家庭の状況を見た上でやっていらっしやると。こういう安価な部分だってやっていらっしやるというふうに受けとめていらっしやる。

(山極委員) 隙間的な形でそういうのが機能しているし、社会的なニーズにこたえていらっしやる部分というのはありますよね。

(酒井委員長) ただ、こういうところは事故が起きたり何かあると、ほら、見たことかというふうになっちゃってね。

(山極委員) グループホームでもいろんな問題がありましたよね。そういう

のと同じようにここを。今後何か起きたときは、そこは責められるような状況が出てくる。

(酒井委員長) あと、ほかに皆さんのほうから何かご質問とか、あと運営規程とかについてもどうでしょうか。一応、小金井市内でほかに、全くの新規ではなくて、既に事業を展開していらっしゃるということですので、そんなに問題はないかなと思っていますけれども。

ちょっと念のために聞いておきたいんですが、いいですか。スタッフのところで、今、常勤のところに専従がいない状態なんだけれども、この兼務の中で常勤者がやっていらっしゃるということでもいいですか。あと、日曜と土曜もニーズがあればやっていると。

(山極委員) ちなみに、お食事400円って非常に安価なんですが、これはつくってらっしゃるんですか、お弁当ですか。

(事務局) そうですね、お弁当を。一応、簡単な調理だけは事務所でやってきております。

(酒井委員長) どうでしょうか、ほかに皆さんから。

それでは、第3号の議案ですけれども、指定につきましては問題がないということで、お認めいただけますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、3つ目の議案についても了解を得たということにしたいと思います。

それでは、一応、本日の議題は全て終了しましたけれども、事務局のほうからご報告があれば。

(介護保険係長) 介護保険係長でございます。

事務局より、1点ご報告させていただきます。次回の日程の関係でございます。次回の日程がちょっと先になりますけれども、来年の1月で、まだ日程は決まっておりません。一応、その時期ということでご報告をさせていただきます。

以上でございます。

(酒井委員長) わかりました。ちょっとまだ詳細はわかりませんが、その前に全体会とかもありますので、来年の1月にということをお願いしたいと思います。

ほかには、皆様のほうから何か情報提供とか。はい、どうぞ、亘理さん。
(亘理委員) じゃ、1つよろしいですか。

今、小さいところが、法律が変わってからやめたり、苦しくなっているということを聞いているんですが、私の母がおりますところも急にやめるということで、大変あたふたしたんですけれども、継ぐ方がいらっしゃって同じようにやったださるだろうということで今期待をしているんですが、本人は今の環境がよくて行っているものですから。

(亘理委員) そういうところというのは結構あるものなんでしょうか、お伺いしたいのですが。

(酒井委員長) もし市のほうで、何か情報とかありますか。

(事務局) 今の情報についてはこちらではつかんでいないんですけれども。デイサービスはかなり厳しいので休止しているという話は聞いているところでございます。

(亘理委員) でも、職員さんが残ってくださるそうで、何かほかの事業所が続けそうだという話です。

(酒井委員長) 経営者はかわるけれども、現場のスタッフはそのままと。

(亘理委員) はい。

(酒井委員長) 介護保険制度の見直しの中で、小規模事業者の経営がどんどん厳しくなるということは昨今言われていましたけれども、介護保険事業業界のM&Aが始まるんじゃないかなんて言われたことがありましたけれども。

(山極委員) 報酬費の関係で言ったら、デイサービスは国から狙い撃ちされているところもありますので、相当報酬費が低減しますから、経営自体は非常に厳しいですよ。ですから、これは納得できないですけれども、先ほど私が、事業数が増えてくるというところで、それが何ていうか、事業者間の自然淘汰になると、せっかく志ながらやっている、皆さんそれぞれ志ながらやっているところが、潰し合いになっちゃう感じにならざるを得ない状況に、数が多くなれば必然的になっていく。そういうのはすごく残念だし、社会資源としてある人材も、地域には、平野さんおっしゃったように、年配の方はマンパワーがあると思うんですけれども、若手で本当に重介護に対応できる方はある程度限りがあるので、だから乱立すると、それは取り合いみたいなものですよ。それはやっぱり事業所としてはすごく苦しくなっちゃうの

で、圏域ごとのバランス等も、一定担保しながらあまり乱立するという形にはならないように規制していくというか、今はほぼ大丈夫ですというふうな形で、新規参入も勿論あると思うんですけども、そこはちょっと考えていただけたほうが、既存の一生懸命やっていたらいろいろな事業者さんも頑張れるのかなという気がするんですよ。そこはちょっと事業所としては心配しています。

（酒井委員長）市場原理に委ねちゃうのか、ある程度、今は逆に市が事業者の指定の権限を持っているわけだから、その意味では保険者としてある程度コントロールをしていくと。それを圏域ごとに見ながら、コントロールをしながら指定を考えていくと。その辺、市の問題意識としてはどうでしょうか。

（介護福祉課長）介護福祉課長です。先ほども申し上げましたとおり、第7期の法律改正により、市のほうでも、東京都の指定権限のある部分についても意見を言っていけることとなっておりますので、需給のバランスを見ながら、指定に関してやっていきたいと思えます。

（山極委員）あと、飽和するというか、ある程度指定の数というのは充足してくるんだと思うんですよ。それで、指定以降の事業者の育成といいますか、それは監査とか大上段に構えたものではなく、日ごろの事業者育成、それは小金井の事業者連絡会とかも勿論あるんですけども、保険者としてどういうふうな事業所がしっかりいい形で育っていくのかも大事なかなと。

（酒井委員長）その辺どうですか。今、例えば事業母体が株式会社の関係が入ってくるので、昔だったら非営利法人主体でやっている世界だったわけだけども、そこに営利事業者がどんどん入ってきている中で、現場としてはその文化というか、ムードが変わっていますよね、そういう事業者連絡会なんかも含めて。

（山極委員）事業者連絡会は、正直、私のほうも忙しくて行けていない状態なんですけど、やっぱりケアマネを通して自分たちが実感しているところの1つとしては、もともと介護保険というのは福祉の一部なんですよね。福祉的な機能というのを、さっき言った生活困窮だとか、利用者さんの状態に合わせたサービス提供とか、わかりやすい例で言うと、短時間だけ利用させてほしいとか結構あるんですけども、そういうニーズに、短時間というとやっぱりお金にはあまりならないんですよ。だけど、それを福祉ニーズとしてと

うか、利用者ニーズとして受けとめていくという点で言うと、やっぱりこの事業所もそういうことに積極的に取り組まないといけないのかなと思いますけれども、必ずしもそうではないんだなと。

当会の場合は、そういう理念的なものをそこに置いている会なので、うちの施設はそこは一生懸命やってみようということをやっているんですけど、そういう意味で逆にケアマネさんのほうからは、そういうケースがたくさん来るんですね。だから、あまり要求しちゃうと経営的に厳しくなっちゃうんですけど。

(酒井委員長) 商売的には、経営的には。

(山極委員) ええ、そうなんです。だけど、そういうニーズがわりに来るということは、ほかのところで受けていらっしやらないのかなというのを感じるんですね。事実、お聞きすると、ほかのところに断られましたというお話が結構ありますね。

(平野委員) いいですか。

(酒井委員長) はい、どうぞ。

(平野委員) 雑談で。私が利用者さんに聞いたところ、ケアマネさんに勧められて、通所型で新設するし、男だけで囲碁、将棋、麻雀とかいうことで、みんなで歌を歌ったり云々というのはないからということで入ったんですけど。ところが、入ってしばらくしたら、女性が入ってくるんです。やっぱり自分が、男同士のつき合いであまり話ししたくないものだからそこへ行ったんだけど、条件が違ってきたと。当初の条件をずっと貫くについては、やっぱり経営的に無理が出てきて女性を入れたのではないかなと私は推測しているんですけども、そういった当初の体制と違ってきているということで、やっぱり不満を持っているんですね。逆に、どこかいいところないですかねという話で来るんですよ。そういった男性の希望、女性の希望、それぞれあるわけで、特に男性の70代、80代というのはなかなか難しい。なじめないからということで、取捨選択しながら自分で一生懸命にデイサービスに通おうとしているんだけど、条件が違ったものだからおもしろくないというお話も聞きます。

(酒井委員長) どっちも中庸の精神でね。

(平野委員) そうなんですね。

(酒井委員長) 魅力あるデイサービスをきちっとやっていただくということと、あとは、さっきおっしゃったように、経済用語で「悪貨が良貨を駆逐する」という言葉があるけれども、やっぱりいいサービスを志している事業所が経営的に煮詰まっちゃって撤退せざるを得ないと。そういう環境だけは避けなきゃいけないので、そのときによって特に事業所指定という観点から見れば、そこである程度コントロールをしながら、ただそのときに事業者の評価はまた難しいですけども、そういうところも含めてしっかりやっていきたいと。

あとは、事業者さん同士がいい意味で切磋琢磨し合うと。研修会を開いたり、事業者連絡会もありますから、行政と一体となってそこはやっていくと。そんなことを含めて確認をしたいと思います。

それでは、ほかによろしいでしょうか。

では、これで終わっていきたいと思いますので、またよろしく願いいたします。お疲れさまでした。

閉 会 午後 4 時30分